

平成28年度

大田市産業振興ガイド

産業活力みなぎるおおだを目指して



新築・屋根替えをしよう!

→P6



太陽光発電システムを
つけてみようかな! →P8



ものづくり名人に学びたい

→P9



新商品を開発したい!

→P14



会社の経営や事業に対して
アドバイスが欲しい! →P15



おおだブランドの
認証を受けたい

→P16



地域が一緒になって農業がしたい!

→P18



新たに農業を始めたい!

→P18

市民の皆様へ

事業者の皆様へ

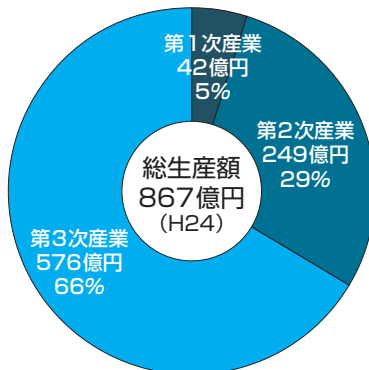
農業者の皆様へ

大田市産業振興ビジョン

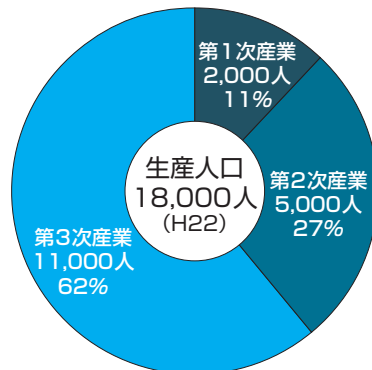
大田市の産業構造

大田市全体を会社に例えると、従業員約1万8千人、年商867億円の会社ということになります。

- 第一次産業… 農林水産業等
- 第二次産業… 製造業
建設業等
- 第三次産業… 卸売・小売業
サービス業等



(資料：しまねの市町村民経済計算から作成)



(資料：国勢調査から作成)

大田市の現状と課題

公的依存割合 56.4%

大田圏域の住民所得のうち国や県など公的機関から得たお金の割合（＝公的依存割合）は56.4%となっています。これは、全国平均37.6%と比べて非常に高く、大田市圏域の経済は公的機関からの収入に頼っているという現状がわかります。公共事業等の減少による経済の縮小を回避するためにも、民間産業の振興に取り組む必要があります。

域外マネー（大田市外から稼いだお金）の獲得と域内循環の活性化

大田市外から最も多くのお金を獲得しているのは製造業ですが、原材料調達など多くを市外の業者から行っているため、市内に残るお金は少ないのが現状です。域外マネーをより多く獲得し、できる限り市内で循環（消費）させ、経済波及効果を高めることが重要です。これは企業だけの問題ではなく、個人消費についても同じことが言えます。

石見銀山、三瓶山を主とした観光戦略

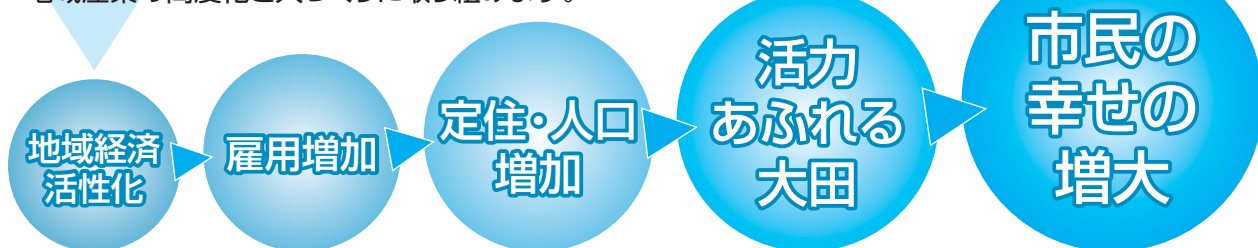
観光産業は雇用や仕入れのほとんどを大田市内でまかなっており、経済波及効果が非常に高い産業の1つです。世界遺産登録効果が落ち着いてきた今、より多くのリピーターを獲得し、観光客からの域外マネーを獲得するため、石見銀山・三瓶山を中心とした地域一体でのおもてなしや周遊・滞在型の観光を構築することが重要です。

ひとづくりと経営基盤強化

人口が少ないからこそ一人ひとりの能力アップが地域の産業の振興につながります。事業者を実施したアンケートでは、後継者の育成や産業振興のために人材育成の必要性を訴える声が多くありました。人材不足は経営基盤の弱体化や地域の疲弊を招くため、地域の産業を支えていく人材を育成する必要があります。

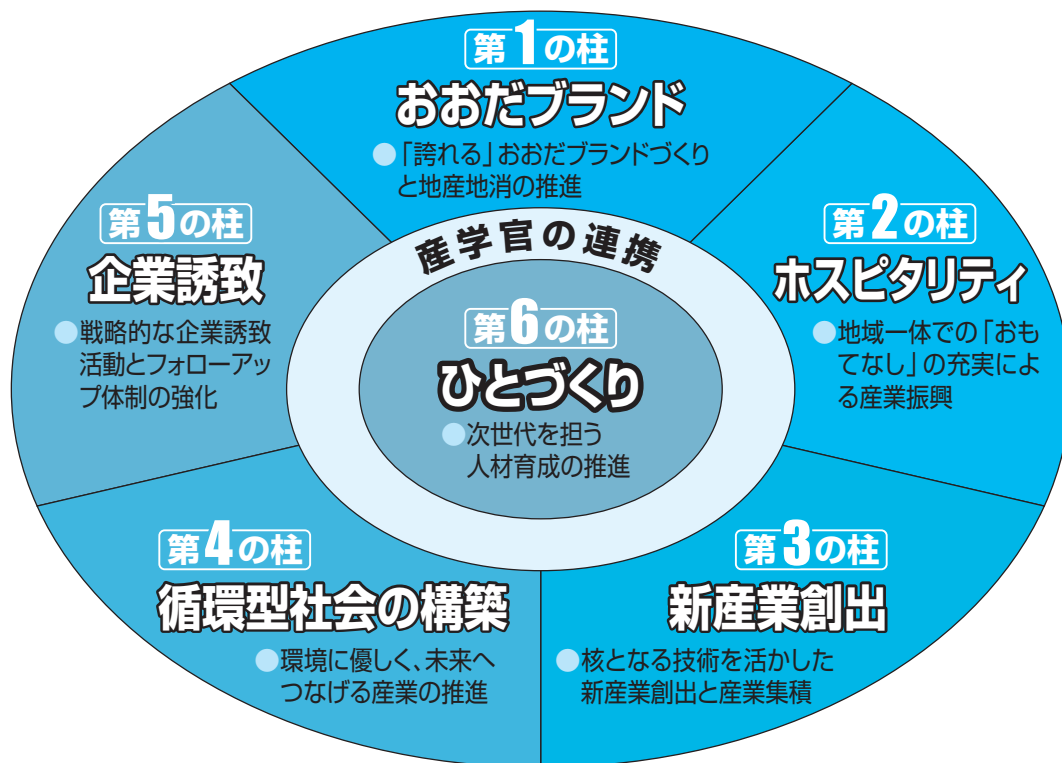
課題解決とさらなる発展を目指して

- 豊富な地域資源を磨きあげ活用し、域外マネーを獲得できる民間産業の創出・育成を図ります。
- 農林水産業などの生産基盤の強化、地産地消の徹底により、原材料や商品・サービスの市内調達、市内循環を促進します。
- 大田市の経済規模の拡大のため、企業誘致の促進等外部資本の導入を目指します。
- 優れた技術力を持つ企業や人材などの教育資源を活かし、地域産業の高度化と人づくりに取り組みます。



～6つの柱で産業振興～

「市民の幸せの増大」にむけた産業振興推進イメージ



これら6本の柱を軸に、
活力みなぎる産業振興施策を展開していきます。

ホームページでもご覧いただけます

検索

大田市産業振興ビジョン

平成28年度 産業振興ガイド目次

○観光キャンペーン	4	○無料職業紹介所事業	13
○石州瓦等利用促進事業	6	○お買い物サポート事業	13
○新築住宅課税免除制度	7	○メイドイン大田創出支援事業	14
○太陽熱利用システム導入促進事業	7	○ふるさと大田産業振興アドバイザー	15
○太陽光発電導入促進事業	8	○おおだブランド認証・支援事業	16
○木質燃料活用機器導入促進事業	8	○大田市産品販路拡大重点支援事業	16
○家庭用燃料電池導入促進事業	8	○企業誘致対策事業	17
○ものづくり名人登録制度		○集落営農確保・育成事業	18
ものづくり名人出張教室	9	○防護柵等設置補助事業	21
○コンベンション開催支援補助金事業	10	○放牧推進事業	21
○産業人材スキルアップ事業	10	○経営所得安定対策制度	22
○設備投資円滑化事業	11	○産業支援センター	24
○円安等対策資金信用保証料助成事業	12	○各担当連絡先	24
○ふるさと大田創業支援事業	12		

大田市観光キャンペーン

第2の柱 世界遺産登録10周年事業に向けて

「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録5周年事業の展開を継続し、大田市の観光振興を図るために平成25年度より「大田市観光キャンペーン」を実施しています。平成29年に迎える世界遺産登録10周年に向け、事業の継続・発展のため、引き続き着地型商品の開発や情報発信に重点を置いた大田市観光キャンペーンを展開します。

①新たな魅力の創出

石見銀山神楽公演

大型連休期に、世界遺産石見銀山遺跡で伝統芸能「石見神楽」が鑑賞できる限定イベント。「大蛇」を中心に、迫力の演目をそろえました。

■公演日程

5月3～5日、7月16～18日、8月11～15日、9月17～19日、10月8～10日、計17日間
各日2回 11:00～ 13:30～ 公演時間30分程度

■料金

高校生以上500円（中学生以下無料）

■場所

大森町並み交流センター
（一部、会場が異なる場合あり）

■問い合わせ先

一般社団法人 大田市観光協会 Tel.0854-88-9950



ゆのつ温泉夜神楽

世界遺産の温泉津温泉街で、夜の石見神楽を堪能できる。日ごとに異なる石見各地の神楽団を鑑賞できる点も魅力。

■公演日程

(1) 平成28年4月～平成29年3月の毎週土曜日（7/2、8/6・13、10/8、12/31、1/7除く）
追加公演 7/17、9/18、10/9
(2) ゴールデンウィーク連続公演 4/29～5/7

■時間・料金：(1) 20:00～21:00・600円 (2) 20:00～22:00・800円

■場所：龍御前神社（温泉津町温泉津）

■問い合わせ先：温泉津温泉旅館組合 Tel.0855-65-2515

下記HPにて年間スケジュール、神楽団、演目確認が出来ます。
<http://iwami-kagura.jimdo.com/>

②情報発信の強化

パンフレットやポスター、テレビCMやインターネットなどを使い、あらゆる機会をとらえた市外への積極的な情報発信を行います。

③観光基盤の強化

大田市観光振興課と大田市観光協会が同じ仁摩支所内に事務所を構え、より一層の連携強化を図り、効率的かつ効果的な観光施策を推進していきます。

大田市マスコットキャラクター

第2の柱 「らとちゃん」「ロゴタイプ」の利用方法について



「らとちゃん」は、昨年の「ゆるキャラグランプリ2015」では、総合95位（前回131位）、得票数81,696票（前回32,427票）と、初の100位以内に入る、多くの投票をいただきました。今後も市民の皆さんから愛され、大田市の魅力を発信する存在として、キャラクターを活用した商品開発などに利用していただけるよう、広く活動しています。

また、石見銀山を始めとした大田市の様々な地域を、歩き、巡っていただくコンセプトから、「Ginzan Walking Museum」を標語として掲げ、さまざまなイベント実施やモデルコース作成を行っています。



石見銀山らとちゃんバス

第2の柱

松江、出雲と石見銀山、温泉津を結ぶ便利なバス。石見銀山（大森）のお店で使える、お得な特典付き。

運行期間：平成28年8月11～13日、9～11月の土日、平成29年3月11～26日の土日（37日間）

コース ：	8:00 松江しんじ湖温泉駅 発	15:00 石見銀山公園 発
	8:15 JR 松江駅	15:30 温泉津温泉
	8:35 玉造温泉	16:00 石見銀山公園
	9:25 JR 出雲市駅	17:10 JR 出雲市駅
	10:35 石見銀山公園	17:50 玉造温泉
	11:45 古代出雲歴史博物館	18:10 JR 松江駅
	12:55 石見銀山公園 着	18:25 松江しんじ湖温泉駅 着

料金：往復乗車券（2日有効）大人3,800円、小人2,000円
片道乗車券（1日有効）大人1,900円、小人1,000円

特典：大森町内の対象店で利用できる500円の商品券1枚

募集定員：22名（最少催行人数1名）

申込方法：事前予約（電話、FAX、メール）、催行前日17時締切

問い合わせ先：一畑トラベルサービス ナイスデーツアーセンター Tel.0852-21-0277

お問い合わせ

産業振興部 観光振興課 観光振興係
Tel.0854-88-9237 e-mail:o-kankou@iwamigin.jp

風土にあった新築住宅!そして石州瓦の美しさと木のぬくもりを!!

(市内事業者・地元産材活用促進)

第1の柱 石州瓦等利用促進事業

新築住宅の建築促進と地元事業者施工への誘導、石州瓦並びに島根県産木材の需要拡大、そして地元建築関連産業の活性化を図るため、地元事業者施工による新築住宅、また新增改築などでの石州瓦や島根県産木材の使用に対してその経費の一部を補助します。



補助対象者

大田市内に本店または本拠のある事業者の施工により、大田市内において下記補助対象工事を実施される方。ただし、大田市税等を滞納していない方に限ります。

補助対象工事・補助金額

それぞれ該当するメニューを組み合わせ利用できます。

補助メニュー	補助対象工事	区分	補助金額
①新築住宅助成	延床面積50㎡以上の新築住宅建築工事 (新築共同住宅は1戸あたり40㎡以上) 【新築住宅要件】玄関・台所・トイレ等を有し、独立して居住できる新築の住宅用家屋 ※延床面積に応じて助成	50㎡以上 80㎡未満	5万円
		80㎡以上 120㎡未満	8万円
		120㎡以上 160㎡未満	12万円
		160㎡以上	16万円
		共同住宅40㎡以上	4万円/戸
②石州瓦助成	石州瓦施工面積が50㎡以上の新增改築・屋根替え工事 ※石州瓦施工面積に応じて助成	50㎡以上 75㎡未満	4万円
		75㎡以上 100㎡未満	6万円
		100㎡以上 125㎡未満	8万円
		125㎡以上 150㎡未満	10万円
		150㎡以上 175㎡未満	12万円
		175㎡以上 200㎡未満	14万円
		200㎡以上	16万円
③県産木材助成	島根県産木材を10㎡以上使用する新增改築工事 ※県産木材使用量に応じて助成	10㎡以上 20㎡未満	5万円
		20㎡以上 30㎡未満	10万円
		30㎡以上	15万円

※ただし、今年度は予算の範囲内で助成します。

申し込み【随時受付】

必ず工事着工前に、「補助金交付申請書」に必要な添付書類を添えて申請してください。

添付書類：全メニュー共通…工事見積書(写)、事業計画書、着工前写真、建築物付近の見取り図、大田市税等の滞納のない証明書、その他必要と認める書類

- ①新築住宅助成…建築物の平面図・立面図
- ②石州瓦助成…屋根伏図、瓦生産メーカー見積書(写)、石州瓦出荷証明書(要施工後)
- ③県産木材助成…建築物の平面図・立面図、木材使用量のわかる見積書(写)、県産木材使用数量明細表、しまねの木認証書(要施工後)

※島根県の石州瓦・県産木材助成制度との併用も可能です。

お問い合わせ

産業振興部 産業企画課 産業支援係

Tel 0854-83-8075 e-mail: o-brand@iwamigin.jp

新築家屋（H31年1月1日まで）を対象とした市独自の 新築住宅の課税免除制度

大田市では平成26年1月から5年の間、大田市内に新築された家屋の固定資産税の一部を免除することとしています。これはUターンを促す定住対策のほかに、住宅需要を喚起し地域経済の活性化につなげる波及効果を狙った市独自の制度です。

対象住宅 ○平成26年1月2日～平成31年1月1日に新築完成したもの
○居住部分の床面積が50～280㎡の家屋で、玄関、台所、トイレ等を有し、独立して居住できる住宅用家屋であること（賃貸の用に供する住宅を除く）
○市内に本店や営業所等を有する法人、または市内に住所を有する個人事業者が本体工事を施工した住宅であること

対象者 ○物件の所有者であり、課税を免除する各年度の4月1日現在、市内に住所を有していること（法人は免除対象外）
○市税（国民健康保険料を含む）などの滞納がない（共有の場合は全員）こと

国の法律で定められた制度

現在、国の制度で新築住宅の固定資産税が、3年間又は5年間、居住部分の120㎡分の固定資産税が1/2に減額されています。

+

大田市独自の制度

国の制度で減額されなかった残り1/2を大田市で独自に免除します。
【期間は3年間】

=

120㎡分にかかる固定資産税は、新築後の3年度分は実質「0円」になります。

課税免除は、申請手続きが必要です。詳しくは市役所税務課 資産税係までお問い合わせください。

お問い合わせ

総務部 税務課 資産税係

Tel 0854-83-8025 e-mail: o-zeimu@iwamigin.jp

太陽熱利用システムの設置費用の一部を補助します

第4の柱 太陽熱利用システム導入促進事業

環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進及び地球温暖化防止に貢献するため、大田市では太陽熱利用システムを設置される方に対してその経費の一部を助成し普及促進を図ります。

※工事着工前に申請が必要です。

助成対象者 大田市内に自ら所有（所有者の承諾を受けた方も含む）し、居住する住宅（新築、既築共に可）に設置し、事業完了後から1カ月以内または平成29年3月20日のいずれか早い日までに実績報告ができる方。ただし、市税等の滞納がなく、同一年度内にこの補助金の交付を受けていない方に限ります。

対象機器 次の1～3のすべてに該当するシステム

1. 住宅の屋根等に設置し、不凍液等を強制循環する集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯又は冷暖房等に利用する太陽熱利用システムであること（いわゆる「太陽熱温水器」は対象外）
2. 市内業者との請負契約かつ施工により設置
3. 未使用（中古品でない）であること

助成額 太陽熱利用システムの設置に直接関係する工事費から国の補助金その他の収入の額を控除した額の1/2（上限30万円） ※1,000円未満切り捨て

お問い合わせ

環境生活部 環境政策課 環境政策係

Tel 0854-83-8071 e-mail: o-kankyuu@iwamigin.jp

太陽光発電システムでエコライフを

第4の柱 太陽光発電導入促進事業

太陽の光から電気を作り出す太陽光発電は、地球温暖化の原因の二酸化炭素を排出しないクリーンな代替エネルギーとして期待されています。大田市では太陽光発電システムを設置される方に対してその経費の一部を助成し普及促進を図ります。 ※工事着工前に申請が必要です

助成対象者 大田市内に自ら所有（所有者の承諾を受けた方も含む）し、居住する住宅（新築、既築共に可）、または賃貸集合住宅（個人所有に限る）で、事業完了後から1カ月以内または平成29年2月28日のいずれか早い日までに実績報告ができる方。ただし、市税等の滞納がなく、同一年度内にこの補助金の交付を受けていない方に限ります。

助成額 1件につき 出力1kW当り 1万円（ただし、4万円を上限） ※1,000円未満切り捨て
対象となるシステム 以下のすべての条件に該当するシステムが対象となります。

1. 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力の合計値が10kW未満である
2. 電力会社と電灯契約を結び、かつ、余剰電力の受給契約が結ばれている
3. 市内業者との請負契約かつ施工により設置
4. 未使用（中古品でない）であること

ペレットストーブ・薪ストーブの設置費の一部を補助!!

第4の柱 木質燃料活用機器導入促進事業

木質バイオマス燃料は、地球温暖化の原因の二酸化炭素を増加させないエネルギー源として普及が期待されています。大田市では木質燃料活用機器を設置される方に対してその経費の一部を助成し普及促進を図ります。 ※工事着工前に申請が必要です

助成対象者 大田市内で自らが居住する住宅（新築、既築共に可）、及び市内の事業所で、事業完了後から1カ月以内または平成29年3月20日のいずれか早い日までに実績報告ができる方。ただし、市税等の滞納がなく、同一年度内にこの補助金の交付を受けていない方に限ります。

対象となる機器 以下のすべての条件に該当する機器が対象となります

1. ペレットストーブ、薪ストーブ、ペレットボイラー、薪ボイラー等（化石燃料を併用する機器も含む）
2. 購入経費が5万円以上の機器であること
3. 市内業者と契約し、設置すること
4. 未使用（中古品でない）であること

助成額

【木質燃料のみを使う機器】対象経費の1/3（ただし、10万円を上限）

【木質燃料と化石燃料を併用する機器】対象経費の1/3（ただし、2万円を上限）

※また、平成28年度は次の通り島根県の補助金を加算

【木質燃料のみを使う機器】市補助金の1/3（ただし、3万3千円を上限）

【木質燃料と化石燃料を併用する機器】市補助金の1/3（ただし、6千円を上限） ※1,000円未満切り捨て

エネファームでエネルギーの有効活用をしませんか？

第4の柱 家庭用燃料電池導入促進事業

分散型のエネルギー供給構造の構築及び地球温暖化防止対策に貢献するため、大田市では家庭用燃料電池（エネファーム）を設置される方に対してその経費の一部を助成し普及促進を図ります。

※工事着工前に申請が必要です。

助成対象者 市内に自ら所有（所有者の承諾を受けた方も含む）し、居住する住宅（新築、既築共に可）に設置し、事業完了後から1カ月以内または平成29年2月28日のいずれか早い日までに実績報告ができる方。ただし、市税等の滞納がなく、同一年度内にこの補助金の交付を受けていない方に限ります。

助成額 エネファームの設置に直接関係する工事費（消費税除く）から国の補助金その他の収入の額を控除した額の1/10（上限10万円） ※1,000円未満切り捨て

対象機器 次の1～3のすべてに該当するエネファーム

1. 経済産業省の民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象設備として指定されたもの、または同等以上の性能、品質のもの
2. 市内業者との請負契約かつ施工により設置
3. 未使用（中古品でない）であること

お問い合わせ

環境生活部 環境政策課 環境政策係

Tel 0854-83-8071 e-mail: o-kanky@iwamigin.jp

名工や匠の技の伝承と、次世代を担う人材育成

第6の柱 ものづくり名人登録制度・ものづくり名人出張教室

大田市の産業を支える技能・技術者の中から特に優れた方を「大田市ものづくり名人」として登録し、社会的評価を高めるとともに、地域社会や学校などと連携した活動を通じて、ものづくりの優れた技能・技術の継承と人材確保・担い手の育成に努めます。

ものづくり名人の登録

所属する団体等からの推薦により登録します。

登録の要件

- 大田市民である者、または大田市内の事業所等に勤務する者
- 後進の指導・育成に積極的であること
- その保有する技能・技術を公開できること

登録申請【随時受付】

大田市ものづくり名人申請登録書、所属団体等の推薦書、技術検定がある職種については資格証等のコピーの提出が必要です。



ものづくり名人のご紹介

	森下 孝明さん 宮大工		岡田 三史さん 畳製作		片地 六治郎さん 日本料理人
	松浦 満幸さん 左官		三浦 秀範さん 木材伐出・造林業		山下 定美さん 木材伐出・造林業
	石橋 幸廣さん そば打ち職人		波多野 正義さん 義肢・装具製作		竹下 努さん 竹下ウキの製作
	森山 恵二さん 左官				

ものづくり名人出張教室

「ものづくり名人」による、ものづくり体験講座や講演会を行います。ものを造る喜びを伝え、次世代を担う人材育成を図ることを目的に、「ものづくり名人」が市内小・中学校・高校や公民館等で開催される地域学習、学級活動の場へ出張します。学校・学級単位、職場や地域グループで是非ともご活用ください。また、ものづくり名人の出張教室を希望される場合は、事前にご相談ください。

お問い合わせ

産業振興部 産業企画課 産業支援係

Tel 0854-83-8075 e-mail: o-brand@iwamigin.jp

コンベンション誘致で市内に活力を

第2の柱 コンベンション開催支援事業

地域への社会的・経済的波及効果の拡大と人的交流の増加を図るため、市内でコンベンションを開催する取組みを応援します。

助成対象者

コンベンションを開催する主催者の方。

対象事業

市内で開催されるコンベンション（大会、総会、会議、研修会、講習会、見本市、イベント等）で、下記の条件を満たす事業

- 参加者が市外から15名以上参集するものであること。
- 市外者の市内の宿泊施設への延べ宿泊数が、15泊以上であること。
※但し、1人当たりの宿泊料が3,000円以上の施設に限る。
- 観光、産業、学術、文化、芸術又はスポーツの振興に寄与するものであること。
- 特定の宗教、政党及び政治団体等にかかわらないものであること。
- 営利を主たる目的にするものでないこと。
- 本市の他の補助金等の交付を受けていないものであること。

助成額、限度額

延べ宿泊数

- 15泊以上～30泊未満：1泊あたり1,000円
- 30泊以上 上限100泊：1泊あたり1,500円

限度額15万円

お問い合わせ

産業振興部 観光振興課 観光振興係

Tel 0854-88-9237 e-mail: o-kankou@iwamigin.jp

事業者のスキルアップのための意欲的な資格等の取得を支援

第6の柱 産業人材スキルアップ事業

地元雇用の確保や地域産業の育成に貢献することを目的とし、市内の事業者の販路や業務の拡大又は異業種への参入等に必要なスキルアップのための意欲的な資格等の取得に対し、資格等を取得したことを条件に研修及び受験に係る経費の一部を助成します。

助成対象者

大田市内に事業所等を有する事業者等。ただし、市税等を滞納していない方に限ります。

対象経費

大田市内の事業者等が計画的に業務に必要な資格等（運転免許は除く）を取得した際の、その資格等取得に必要な研修等の受講料とその資格等の受験料。ただし、補助金交付決定後の資格等取得に係る経費に限ります。

補助率 2万円以上の研修等受講料、受験料の2分の1

限度額 10万円（同一年度内で限度額に達するまで複数回申請できます。）

申し込み 【随時受付】 必ず研修事業実施前にご相談ください。

お問い合わせ

産業振興部 産業企画課 産業支援係

Tel 0854-83-8075 e-mail: o-brand@iwamigin.jp

中小企業の設備投資を応援します！

第3の柱 設備投資円滑化事業

中小企業の円滑な設備投資を図るため、下記制度を利用して設備投資された事業者の方に対して、その保証金または信用保証料の一部を補助します。

補助対象者

大田市内に本店又は本拠を有し、下記制度を利用して大田市内で設備投資された事業者。ただし、市税等を滞納していない事業者に限ります。

補助率等

補助メニュー	補助対象	補助率 (千円未満切捨)
①設備貸与制度保証金助成	(公財)しまね産業振興財団の「設備貸与制度」に係る保証金(貸与額の5%)	保証金の2/3以内
②設備投資融資制度 信用保証料助成	島根県「中小企業制度融資」の設備資金(緊急資金除く)又は島根県信用保証協会「かなえ」の設備資金に係る信用保証料 ※ただし、市円安等対策資金信用保証料補助金との併用は不可	保証料(上限0.91%) の1/2以内

限度額

1事業者当たり100万円(過去に交付済みの同補助金がある場合はそれを差し引きます。)

申し込み【随時受付】

「設備貸与制度」「中小企業制度融資」「かなえ」を利用後、「補助金交付申請書」に添付書類を添えて申し込みください。※予算の範囲内で助成します。手続きの迅速化のため出来るだけ事前にご相談下さい。

添付書類：契約書・設備投資内容明細等の写し、保証金又は信用保証料の領収書の写し、大田市税等の滞納のない証明書

!?【設備貸与制度】とは…

中小企業者の皆様が希望される設備(中古品可)を、(公財)しまね産業振興財団が代わりに購入し、長期・低利で割賦販売する制度です。

●制度利用のメリット

- ①県の施策に基づいた公的制度で、安心してご利用いただけます。
- ②長期の返済期間、しかも低利ですので、返済負担が少なくてすみます。
- ③様々な業種・設備が対象となります。
- ④原則無担保ですので、様々な方にご利用いただけます。
- ⑤設備貸与後も適切な情報提供や助言などのフォローを行います。

●制度の概要(抜粋)

区分	貸与額	返済期間	利率(固定)	保証金
県制度	100万円～1億円	原則 7年以内 (元金据置1年以内)	一般枠 1.90% 特別枠 1.75%	貸与額の5%

お問い合わせ

産業振興部 産業企画課 産業支援係
Tel 0854-83-8075 e-mail: o-brand@iwamigin.jp

円滑な資金繰りをお手伝い

第3の柱 円安等対策資金信用保証料助成事業

県融資制度の「円安等対策資金」を利用された市内の事業者の方が、島根県信用保証協会に支払われる信用保証料の一部を助成します。

助成対象者

「円安等対策資金」を利用された方で、大田市内に事業所等を有する法人または個人事業者。ただし、市税等を滞納していない方に限ります。市設備投資円滑化事業補助金との併用は不可。

助成対象経費等

- 対象経費 信用保証料の35%相当額
- 補助率 対象経費の2/3以内

限度額

30万円（1事業者当たり）

※ 過去に助成を受けたことがある場合（資金繰り円滑化支援緊急資金、資金繰り安定化対応資金含む）には、その助成額も含めた限度額が30万円となります。また、借り換えの場合は、今回助成算定額から前回助成額を差し引きます。

申し込み【随時受付】

申請手続きの流れ

- ① 融資実行（＝信用保証料支払い）
- ② 島根県信用保証協会が「信用保証料受入証明書」を発行（発行に約2週間かかります）
- ③ 上記を受け取り後、速やかに「補助金申請書」に「補助金請求書」「市税等の滞納のない証明書」「信用保証料受入証明書」を添付して提出してください。

お問い合わせ

産業振興部 産業企画課 産業支援係

Tel 0854-83-8075 e-mail: o-brand@iwamigin.jp

空き店舗等を活用した起業・創業・事業承継を支援

第3の柱 ふるさと大田創業支援事業

大田市内で空き店舗等を利用して起業・創業をされる方や、事業承継される方に対して、その経費の一部を補助します。

補助対象者

大田市内の賑わい創出や商業活性化につながる小売業・飲食業・サービス業等を、空き店舗や取得した店舗等を利用して実施される方、又は事業承継により実施される方。ただし、市税等を滞納していない方に限ります。

補助対象事業等

- ① 店舗へ出店するために必要な改装費、建築費、建物取得費、備品購入費
- ② 店舗賃借料
- ③ 開店又は事業承継に係る初期投資費用（広告宣伝費）

補助率

- ① 改装費等の2分の1以内
- ② 賃借料の3分の2以内（原則1年間）
- ③ 広告宣伝費の3分の2以内

限度額

①・②・③ 合わせて150万円、② 月額8万3千円

※ 申請には商工会議所・商工会の推薦が必要です。必ず事前にご相談ください。

お問い合わせ

産業振興部 産業企画課 産業支援係

Tel 0854-83-8075 e-mail: o-brand@iwamigin.jp

求人と求職のマッチング

第6の柱 無料職業紹介所事業

大田市無料職業紹介所では、市内の事業者の求人活動等を応援するとともに、大田市市内での就職を希望するUターン希望者等との求人・求職のマッチングを図ることにより地元就職を促し、地域密着型の就労・定住支援に取り組みます。

設置場所 大田市役所産業振興部内

求人者 大田市内に事業所を有する企業等

求職者 大田市内への居住を予定（市内の事業所等に勤務を希望する方）しているUターン希望者等

申し込み 【随時受付】

求職を希望される方は、大田市無料職業紹介所への登録が必要となります。所定の申込用紙（求職票）に必要事項を記入の上、大田市無料職業紹介所（産業振興部内）まで提出してください。

お申込みは、郵送、メール、FAXでも受け付けますが、事業所への紹介・あっせんを行う際には、事前に無料職業紹介所に来所いただくことが必要となります。

お問い合わせ

産業振興部 産業企画課 産業支援係

Tel 0854-83-8075 e-mail: o-brand@iwamigin.jp

買い物環境の向上を!!

第4の柱 お買い物サポート事業

中山間地域や既設店舗の閉店など、大田市内の買い物が不便な地域において、買い物環境を向上させる事業を支援します。

補助事業者

①移動販売車整備事業：

大田市に事業所を有する中小企業者、組合、商工会議所、商工会連合会又は個人で、市税を滞納していない者。

②商業機能環境整備：

上記に加え、大田市に事業所を有するNPO法人、任意団体等で、市税を滞納していない者。

事業内容

次のメニューで、買い物環境の向上に効果が高いと認められる事業について支援します。

事業メニュー	補助対象経費	補助率	補助限度額
① 移動販売車整備	一般食料品及び日用雑貨を取り扱い、中山間地域等の消費環境の維持・向上に欠かせない移動販売車の取得。	1/2以内	200万円
	移動販売車の燃料費、車検費用、修理費、備品購入費で20万円を超える年間経費	定額	10万円/台（1年目）
② 商業機能環境整備	中山間地域等の消費環境を向上させるため有効と認められる集落地店舗整備、移動販売車整備以外の商業機能整備に係る経費。	1/2以内	1年度100万円 最大3年度まで

※このほか、一般食料品及び日用雑貨を取り扱い、消費者にとって欠かせないと認められる店舗の改装等に係る経費を補助するメニューもあります。

その他

事業着手前に申請が必要です。出来るだけ早めにご相談下さい。

お問い合わせ

産業振興部 産業企画課 産業支援係

Tel 0854-83-8075 e-mail: o-brand@iwamigin.jp

新たなものづくりや技術の開発・研究を支援

第3の柱 メイドイン大田創出支援事業

地域経済の活性化と雇用の創出・拡大のために、事業者等の新商品開発・ものづくりのための新技術の開発や新分野への進出、開発した商品の販路開拓等に必要経費の一部を助成します。

助成対象者

大田市内に事業所又は住所を有する中小企業者、その他団体等で市税を滞納していない方に限ります。

助成対象事業

助成対象となる皆様が取り組まれる様々な事業内容に対応するため、6つの助成メニューがあります。

1. 新商品開発チャレンジ支援事業「石見銀山遺跡世界遺産登録10周年に向けてリニューアル」

- (1) ● **補助事業の内容**
市内の地域資源を使った6次産業化、農商工連携又は異業種連携により、売れる商品づくりの前段階として商品の開発に取り組む経費
- **補助対象経費**
原材料等購入費、機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、外注加工費、技術指導受入費、検査費、研修費、旅費宿泊費、会場使用料その他市長が特に必要と認める経費
- **補助率及び限度額**
当該補助対象経費の3分の2以内、限度額20万円
- (2) ● **補助事業の内容**
石見銀山遺跡世界遺産登録10周年に向け、観光客を対象として地域の特色を活かし、売れる商品づくりの前段階として商品の開発に取り組む経費
- **補助対象経費**
原材料等購入費、機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、外注加工費、技術指導受入費、検査費、研修費、旅費宿泊費、会場使用料その他市長が特に必要と認める経費
- **補助率及び限度額**
当該補助対象経費の3分の2以内、限度額20万円

2. 売れる商品・技術開発支援事業

- **補助事業の内容**
新分野進出や新規受注開拓に向けた試作品開発に取り組む経費及び新製品又は新技術の研究、開発に取り組む経費
- **補助対象経費**
公益財団法人しまね産業振興財団が制定した取引拡大型試作開発助成金交付要綱及び革新型研究開発助成金交付要綱に掲げる経費
- **補助率及び限度額**
取引拡大型試作開発助成事業及び革新型研究開発助成事業による助成金の交付確定額の3分の1以内、限度額100万円

3. 産業財産権取得支援事業

- **補助事業の内容**
新規性のある商品の特許、実用新案、商標、意匠登録等に要する経費
- **補助対象経費**
出願費用、弁理士費用、書類作成費、通信費、先行技術調査費その他市長が特に必要と認める経費
- **補助率及び限度額**
当該補助対象経費の2分の1以内、限度額15万円

4. 販路開拓支援・販売促進支援事業

- **補助事業の内容**
商品又は技術の県外での展示会・商談会に要する経費
- **補助対象経費**
出展料、展示装飾、宣伝用印刷物のデザイン委託費・購入費、出品物運搬料、派遣職員（1名に限る）の旅費宿泊費その他市長が特に必要と認める経費
- **補助率及び限度額**
当該補助対象経費の3分の2以内、限度額（同一事業者の単年度限度額）50万円

5. デザイン開発支援事業

- 補助事業の内容
商品のパッケージデザイン開発に要する経費
- 補助対象経費
デザイン委託費、デザイン購入費その他市長が特に必要と認める経費
- 補助率及び限度額
当該補助対象経費の2分の1以内、限度額10万円（1商品1回まで）

6. 産学官連携支援事業

- 事業内容
地域資源等の機能性実証のため、大学等との共同研究に要する経費
- 補助対象経費
研究に要する経費、研究に必要な派遣職員（1名に限る）の旅費宿泊費
その他市長が特に必要と認める経費
- 補助率及び限度額
当該補助対象経費の2分の1以内、限度額50万円

お問い合わせ

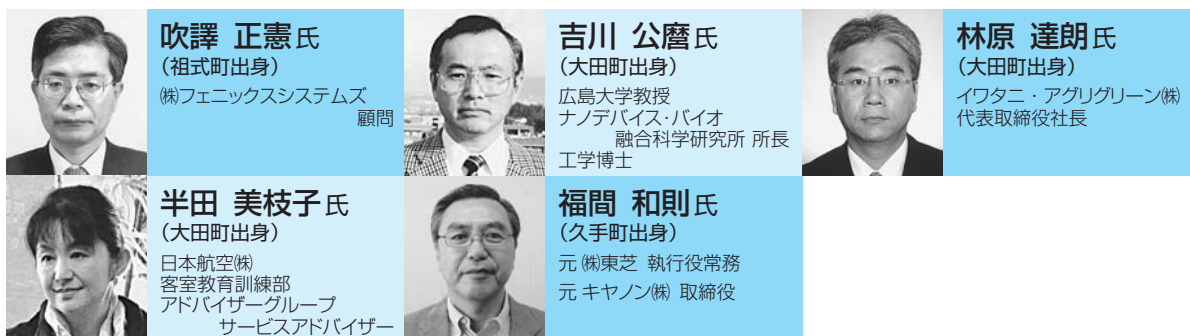
産業振興部 産業企画課 産業企画係
Tel 0854-83-8072 e-mail: o-sangyou@iwamigin.jp

事業の発展段階に応じた助言・指導をお約束

第3の柱 ふるさと大田産業振興アドバイザー

事業活動における新製品・新技術開発、販路の開拓、新分野進出あるいは観光客等の受け入れに対するホスピタリティーの向上のための取り組みに対し、事業の発展段階に応じて、アドバイザーによる事業者の現場に基づいた助言や指導の機会を設けます。

アドバイザーのご紹介



関西、関東で企業の経営者や役員としてご活躍の方をはじめ、各業界でご活躍中の方をアドバイザーとしてお迎えしています。

相談対象者

大田市内の事業者または新規創業予定の方など。

申し込み【随時受付】

相談は無料ですが、事前に相談業務申込書の提出が必要です。

お問い合わせ

産業振興部 産業企画課 産業企画係
Tel 0854-83-8072 mail: o-sangyou@iwamigin.jp

地域産品の販路拡大で“売上”と“知名度”のダブルアップ

第1の柱 おおだブランド認証・支援事業

平成19年度から始まった『おおだブランド』認証制度により、加工食品を中心に現在39商品が認証されています。

また、ブランド認証事業者による「おおだブランド認証事業者ネットワークの会」では、互いの商品に対する意見交換や商品開発のための連携を深め、彼岸市をはじめとする市内のイベントや首都圏、広島でのフェア・商談会に参加し、認証商品のPRと販路拡大に取り組んでいます。

平成28年度も新たな認証と認証商品のPRや販売支援等を行い「誇れる」「売れる」商品づくりを進め、大田といえば“○○○”というようなホンモノづくりを目指します。

※「おおだブランド」認証商品は、市のホームページにてご覧いただけます。

おおだブランドの認証

市長をはじめとする審査員が一定の基準により審査し認証します。

対象事業者

大田市内に本社・支社または、主たる事業所を有する事業者及び事業者のグループ。

具体的な支援策

- ブランドマークが使用できます。
- 市長によるトップセールスを行います。
- 各種フェア・商談会の情報提供を行います。
- 市と市が委嘱している市場開拓コーディネーターとが協力して商品力の強化、首都圏・広島圏域での販路開拓を行います。
- 市役所ホームページ、広報、パンフレット等を通じて積極的なPR活動を行います。



大田市産品の販路拡大・商品力強化

第1の柱 大田市産品販路拡大重点支援事業

おおだブランド認証商品をはじめとする大田市産品の販路拡大と売れる商品づくりに向け、専門分野における実践派の民間市場開拓コーディネーターを配置し、事業経営者のものづくりへの取り組み支援を行うことで、外貨の獲得による所得の向上につなげます。

平成27年度は、首都圏ではカタログ・インターネット通販事業者や大手小売店、レストランなど、広島圏では道の駅や飲食店などを主なターゲットとして、おおだブランド認証商品を中心とした大田市産品の営業・商談を行い取引に繋げるなど、大きな成果を上げました。

また、首都圏では小売店や飲食店の仕入れ担当者たちを集め大田市フェアを開催し、様々な視点からの意見を収集して商品のブラッシュアップに繋がりました。

平成28年度も引き続き首都圏や広島圏を中心として、大田市産品の販路拡大に向けた取り組みを展開します。

市場開拓コーディネーター



国産株式会社（東京都）

代表取締役 **影山 恭英 氏**

2004年に国産(株)を設立。国産ものづくり支援、環境経営支援、次世代人材教育支援の3つの事業領域を中心に全国を飛び回り活躍中。
島根県6次産業化アドバイザー。

お問い合わせ

産業振興部 産業企画課 産業支援係

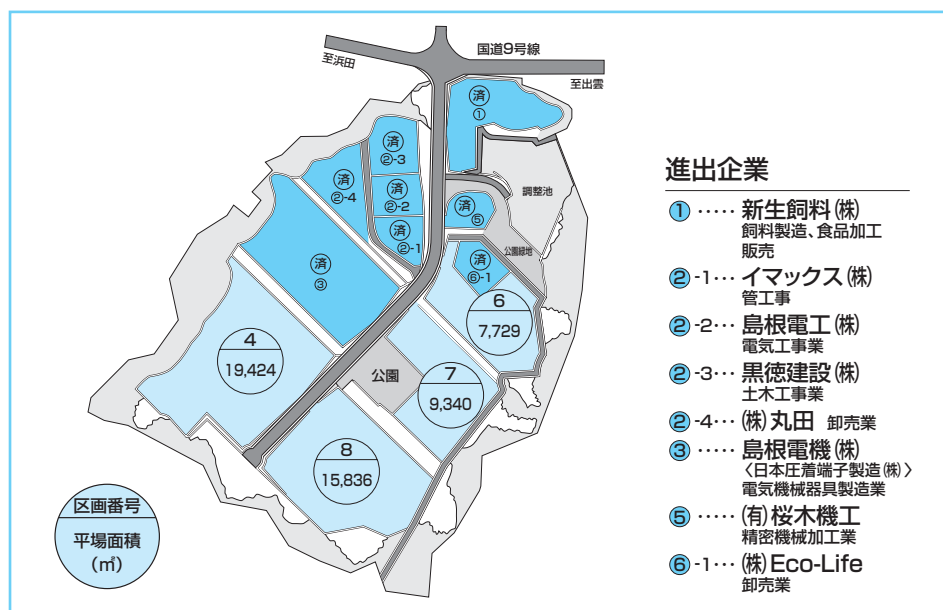
Tel 0854-83-8077 e-mail: o-brand@iwamigin.jp

新規立地・増設について一定の条件が満たされれば、最高5千万円の助成金を交付します。

企業立地奨励金の概要

助成対象業種	助成金支給要件		助成率及び限度額				
	投下固定 資本額	増加雇用 従業員数	投資助成		雇用助成	通信回線助成	助成金限度額
			増加雇用 従業員数	割合			
製造業 ソフトウェア業 情報処理サービス業 デザイン業 自然科学研究所 その他	2,700万円 以上	3人以上	3人～4人	10%	新規雇用従業員数 ×20万円	-	5,000万円（投資助 成、雇用助成の合 計額）
5人～6人			15%				
7人～9人			20%				
10人以上			25%				
10人以上			25%				
コールセンター業	1,000万円 以上	3人以上	-	-	新規雇用従業員数 ×20万円 新規契約雇用従業 員数×10万円 (1年以上の雇用に 限る)	通信回線の使用料、 通話料×50%	○雇用助成 5,000万円 ○通信回線助成 年間1,000万円 (操業開始より5年)

波根地区工業団地



- 県内で最も安価な分譲価格
 - ・ 分譲価格(1㎡あたり)7,000円
 - ・ 10,000㎡以上の分譲の場合(1㎡あたり)6,500円
- 無利子分割払い(最長10年)で初期投資を軽減
- 最長20年の賃貸も可能
 - ・ 事業用定期借地制度により、年額1㎡あたり175円での賃貸借が可能です。
 - ・ 雇員が1人増えるごとに翌年度から1㎡あたり10円を減額でき、最高1㎡あたり年額115円まで下げることができます。

お問い合わせ

産業振興部 産業企画課 産業企画係
Tel 0854-83-8072 mail: o-sangyou@iwamigin.jp

農業を始め、地域コミュニティの再生や集落の維持・活性化に貢献する「地域貢献型集落営農」の育成やUターン者を含めた雇用の受け皿づくりを図るとともに、多様な主体との連携による新たな事業展開や地域マネジメント組織への発展に対して支援します。

(実施期間 平成26年度～平成28年度)

1. 地域貢献型集落営農育成・確保支援

① 集落ビジョンづくり支援

事業内容

集落や組織の将来を見据えた「集落ビジョン」の作成・見直しに必要な視察、講師謝金等の活動経費を支援等。

事業実施主体

将来の広域連携の視点を持った「集落ビジョン」の作成・見直しを行う意向のある集落、集落営農組織。

助成額：上限事業費 20万円／組織

② 法人化組織へのハード支援

事業内容

法人化を志向する組織等が、法人経営のために新たに必要となる機械・施設等の取得に掛かる経費を支援。

事業実施主体

事業実施前年度の1月1日から事業実施年度の3月末までに法人化した組織、または、法人化が確実と見込まれる集落営農組織、未組織集落等。

補助率：施設・機械整備 1／2以内（上限事業費 10,000千円／組織）

③ 法人化組織へのソフト支援

事業内容

● 機械維持管理支援

設立期の集落営農法人の農業機械の借り上げ料及び借り上げ機械の初期整備を支援

補助率 定額 150千円／組織

● 会計処理支援

設立期の集落営農法人の会計処理に必要な経費を支援

補助率 定額 90千円／組織

事業実施主体

平成27年1月1日以降に設立した集落営農法人または、複数の集落営農法人等で構成する法人



2. 経営多角化・地域貢献活動支援

① 小さな起業等地域貢献活動支援

集落営農組織が、小さな起業、生産維持、人材確保の地域貢献活動に取り組むためのソフト活動を支援

● 小さな起業活動

地域資源を活用した仕事創出（山菜の販売、加工品の試作、販売方法の検討等）による、将来の経営多角化につながる取り組みを支援

補助率：2 / 3 以内（上限事業費 500 千円 / 組織）

事業実施主体

集落営農組織または複数の集落営農組織等で構成する組織

● 生産維持活動

畦畔除草の省力化実証など、生産基盤の維持から将来の経営多角化につながる取り組みを支援

補助率：1 / 2 以内

事業実施主体

集落営農法人または法人を含む複数の集落営農組織で構成する団体
（上限事業費 各 1,000 千円 / 組織）

● 人材確保活動

UIターンフェア等への参加、他出地域住民との交流など、今後の人材確保につながる取り組みを支援

補助率：2 / 3 以内

事業実施主体

集落営農法人または法人を含む複数の集落営農組織で構成する団体
（上限事業費 各 1,000 千円 / 組織）

② 集落サポート活動掛かり増し経費支援

事業内容

サポート経営体が、地区外の農地を集積して農業経営を行う場合、当該農地の耕作に伴い発生する負担軽減のため、新規の利用権設定に限り、集積面積に応じて掛かり増し経費を支援。

事業実施主体

サポート協定を締結した者で、特定農業法人等の要件を満たすもの

補助率：地区外新規集積 10 / 10 ・ 地区外集積に伴う掛かり増し経費 15 千円 / 10 a

③ 経営多角化・サポート活動支援

集落営農組織による地域貢献活動やUIターン者等の新たな人材の受け皿として経営多角化、担い手不在集落へのサポート活動等を支援

● 経営多角化支援

新たな人材の受け皿となるための部門の新設や事業拡大、社会保険加入等受け入れ体制の整備に向けた推進活動及び施設・機械整備を支援

事業実施主体

集落営農法人等

補助率：推進活動 1 / 2 以内（上限事業費 2,000 千円 / 組織）

施設・機械整備 1 / 2 以内（上限事業費 20,000 千円 / 組織）

● サポート活動支援

担い手不在等の集落に対し、サポート協定に基づき当該集落の農地維持、地域運営のしくみづくり等に必要な推進活動及び施設・機械整備を支援。

事業実施主体

サポート協定を締結した者で、特定農業法人等の要件を満たすもの

補助率：推進活動 1 / 2 以内（上限事業費 2,000 千円 / 組織）

施設・機械整備 1 / 2 以内（上限事業費 20,000 千円 / 組織）

3. 組織間連携・ネットワーク化支援

① 広域連携組織設立支援

事業内容

複数の集落営農法人等が連携し、新たに法人を設立した際にかかる経費を支援

事業実施主体

新たに設立された法人等要件有

助成額：法人設立 10 / 10 ・ 法人登記等に伴う経費支援 定額 400 千円 / 組織

② 広域連携組織活動支援

事業内容

複数の集落営農組織等が連携し、農業部門において単独組織では収益性が低く非効率な部門の協同化や事業拡大等、新たな人材の受け入れのための体制づくりに必要な推進活動及び施設・機械整備を支援。

事業実施主体

集落営農組織を中心に集落営農組織の代表者等を加えた広域連携組織（但し、JA出資型法人を除く）

補助率：推進活動 1 / 2 以内（上限事業費 2,000 千円 / 組織）

施設・機械整備 1 / 2 以内（上限事業費 20,000 千円 / 組織）

（平成 28 年 4 月末日現在のものです。）



お問い合わせ

産業振興部 農業担い手支援センター

Tel 0854-83-8091 e-mail: o-ninaite@iwamigin.jp

有害鳥獣による農作物被害の防止を支援

第4の柱 防護柵等設置補助事業

大田市では、市内に住所をお持ちの方を対象に、農作物被害防止を目的とした防護柵などを新規設置する資材費の2分の1(上限5万円)補助します。

※事前に申請が必要です

交付決定以前に購入した資材費、中古資材費、設置に掛かる工賃などは補助の対象になりません。

申請受付期限

平成29年3月3日(金)まで

補助事業の申請者

個人または共同で、農作物被害防止を目的とした防護柵などを新規に設置する方。(市税等に滞納のないことが条件です)

補助事業の対象となる資材

新規に購入する トタン・ネット・ワイヤーメッシュ・電気柵 など

申請に必要なもの

- ①「位置図」…防護柵設置場所が分かるもの
 - ②「見積書」…資材購入予定の業者が作成した資材等の見積書の写し。
- 以上の書類を添えて、「申請書」を提出してください。

※申請受付後、大田市が審査・現地確認をし、交付決定通知を交付対象者に通知します。必ず交付決定通知を受けた後に防護柵資材の購入・設置を行ってください。

～詳細またはご不明な点などがある場合は、事前にお問合せください～

お問い合わせ

産業振興部 農林水産課 鳥獣対策係
Tel 0854-83-8089(直通) e-mail: o-nousui@iwamigin.jp

集落の環境を守る放牧を支援

第4の柱 放牧推進事業

大田市の放牧は、三瓶山の入会放牧場(165ha)をはじめ、市内各所の約400haで実施されています。近年では耕作放棄地対策として、畜産農家と連携し、放牧を実施する取り組みが増えています。また、地域で和牛を所有する事例もあります。

放牧を行うことで、牛を飼う労力が軽減されるとともに、集落の景観が良くなります。また、イノシシの隠れる場所がなくなることや、放牧牛に怯えるなどの理由により、イノシシ被害が少なくなります。



助成対象事業

補助事業の内容	補助対象経費	補助率	限度額
放牧場を整備する方	放牧用資材の購入費	1/3	6万6千円
放牧実施により、繁殖牛を増頭する方	導入費	経産牛(7歳まで) 5万円 未経産牛 10万円	

お問い合わせ

産業振興部 農林水産課 農畜産係
Tel 0854-83-8085(直通) e-mail: o-nousui@iwamigin.jp

水田の有効な利活用を推進

第4の柱

経営所得安定対策制度

小規模農家も食料の安定供給や多面的機能の維持という重大な役割を担っていることを評価し、意欲ある全ての農家が農業を継続できる環境を整えるとともに、創意工夫ある取組みに支援します。

対象作物

米、大豆、そば、なたね及び水田では飼料作物、飼料用米、備蓄米、加工用米、大田市の振興作物が対象

交付対象者

対象作物の生産数量目標に従って、販売目的で生産する販売農家・集落営農組織 等

販売農家……………販売実績がある又は農業共済の加入者であるもの

集落営農組織………複数の販売農家で構成された農作業受託組織であり、規約・代表者を定め、生産・販売について共同販売経理を行っているもの

米の直接支払交付金

交付対象面積

主食用米の作付面積 - 10a = 交付対象面積

交付単価

米の直接支払交付金：7,500円／10a

交付要件

保全管理田等の不作付地がある場合は改善計画を市町村へ提出し認定を受ける必要があります。
(H27で認定済みの方は新たに発生した不作付地についてのみ必要)

畑作物の直接支払交付金 (水田・畑のどちらの作付でも対象)

交付要件

実需者と出荷・販売契約を締結し、出荷販売を行う認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者
数量払

対象作物	交付金額	対象作物	交付金額
大豆	11,660円／60kg	なたね	9,640円／60kg
そば	13,030円／45kg		

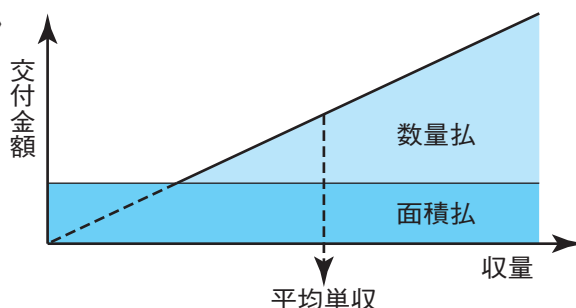
※出荷数量、等級などにより交付金額が変動します。
※左表は平均的な単価を記載しています。

面積払(営農継続支払) ※営農を継続するために最低限の経費として中間払い(数量払の内金として)されます。

●面積払の交付要件及び単価

当年産の作付面積に基づき、20,000円／10a(そば：13,000円／10a)が交付されます。

《畑作物の所得交付金のイメージ》



収入減少影響緩和対策 (ナラシ対策)

交付対象者

認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者 (いずれも規模要件は課しません)

対象品目

米・麦・大豆

※契約に基づき出荷・販売したもので、かつ農産物検査が必要(米:1~3等、麦・大豆:数量払の交付対象)

補てん額

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合にその差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補填します(農業者1:国3の割合)

水田活用の直接支払交付金

交付要件

実需者と出荷・販売契約を締結し、出荷販売を行うこと

交付金額

- 戦略作物
 - ・麦、大豆、飼料作物 …… 35,000円／10a
 - ・WCS用稲 …… 80,000円／10a
 - ・加工用米 …… 20,000円／10a
 - ・米粉用米、飼料用米 …… 収量に応じ (55,000～105,000円／10a)
- 二毛作助成 …… 主食用米 + 戦略作物 } 15,000円／10a
 戦略作物 + 戦略作物 }
- 耕畜連携助成 13,000円／10a
- 平成28年度 水田における経営所得安定対策制度の単価表 (産地交付金表) 単位:円／10a当り

区分	作物名	国の設定単価			産地交付金		
		交付単価 ①	数量払い ②	営農継続 支払 (条 件有り)③	地域単価 ④	追加単価 ⑤	計
戦略作物	飼料作物	35,000	無	無	—	—	35,000
	飼料用米	収量に応じて 55,000～105,000		無	—	多収性品目 12,000	収量に応じ て変動有
	加工用米	20,000	無	無	—	複数年契約 12,000	32,000
	WCS用稲	80,000	無	無	集積加算 5,000	—	85,000
	大豆	35,000	有	20,000	集積加算 17,000	—	72,000
その他作物	なたね	—	有	20,000	—	20,000	40,000
	そば	—	有	13,000	14,000	20,000	47,000
	二毛作(そば・なたね)	—	—	—	—	15,000	15,000
	備蓄米	—	—	—	—	7,500	7,500
	キャベツ	—	—	—	49,000	—	49,000
	えごま	—	—	—	38,000	—	38,000
	いちご	—	—	—	43,000	—	43,000
	メロン	—	—	—	43,000	—	43,000
	なす	—	—	—	30,000	—	30,000
	アスパラガス	—	—	—	30,000	—	30,000
	ぶどう	—	—	—	25,000	—	25,000
	西条柿	無	無	無	25,000	無	25,000
	ブルーベリー	—	—	—	25,000	—	25,000
	ゆず	—	—	—	25,000	—	25,000
	千両	—	—	—	30,000	—	30,000
	少量多品目野菜	—	—	—	4a以上作付 14,000	—	14,000
	千両以外の花き	—	—	—	15,000	—	15,000
その他果樹	—	—	—	5,000	—	5,000	
景観形成等	—	—	—	—	—	—	

①、④、⑤は、水田活用の直接支払交付金、②、③は、畑作物の直接支払交付金です。
 ④の集積加算 (1 ha 以上)。 ⑤については、作付の実績面積に応じて、追加配分されます。
 注) 少量多品目野菜については、作付全体の面積より3aを自家消費分として差し引くため、4a以上の作付が対象となります。
 注) 数量払いの場合は、数量・品質によって金額が異なります。
 ※それぞれの交付単価は最高額であり、作付状況により減額されることがあります。また、交付要綱により単価の上限額に変更が生じることがあります。

お問い合わせ 産業振興部 農業担い手支援センター
 Tel 0854-83-8091 e-mail: o-ninaite@iwamigin.jp

総合的な産業活動の支援に向けて

大田市産業支援センター

地場産業の振興や新産業の創出、地域産業を担う人づくりなど、総合的な産業活動を支援することで『市民の幸せの増大』に向けた産業振興の実現を目指します。

内容

市内の産業支援機関が連携し、定例会等により情報共有を図ることで、市内企業や事業者に効果的で総合的な支援を提供します。

- 総合的な支援事業等の紹介・提供
- 市内企業の課題の把握・抽出及び今後の支援策の検討
- 企業の人材育成を目的とした研修会等の実施
- 個別課題の掘り下げと集中による地域産業の活性化（個別事案への支援等）
- その他自主事業

構成団体

- 大田商工会議所
- 銀の道商工会
- JAしまね石見銀山本部
- JFしまね大田支所
- 大田市森林組合
- 大田市観光協会
- 大田市（事務局）

お問い合わせ

大田市産業支援センター事務局（産業振興部 産業企画課）

Tel 0854-83-8077 mail: o-brand@iwamigin.jp

産業振興部機構図

産業振興部は産業振興ビジョンの実現に向けて、縦横の連携を強化し、横断的で柔軟かつスピード感をもって対応します。

産業企画課	産業企画係	産業振興施策の企画立案等	直通: 0854-83-8072 e-mail: o-sangyou@iwamigin.jp
	産業支援係	おおだブランドづくりの推進、 商工業振興、雇用促進等	直通: 0854-83-8077 e-mail: o-brand@iwamigin.jp
観光振興課 仁摩支所駐在	観光振興係	観光振興、観光客誘致等	直通: 0854-88-9245 e-mail: o-kankou@iwamigin.jp
	観光施設係	観光施設の管理等	直通: 0854-88-9244 e-mail: o-kankou@iwamigin.jp
産業振興部	農畜産係	農業振興、畜産振興、放牧推進等	直通: 0854-83-8085 e-mail: o-nousui@iwamigin.jp
	水産振興係	水産振興、漁港、漁場整備等	直通: 0854-83-8082 e-mail: o-nousui@iwamigin.jp
	鳥獣対策係	有害鳥獣対策等	直通: 0854-83-8089 e-mail: o-nousui@iwamigin.jp
	農林土木係	農道、林道、農地整備等	直通: 0854-83-8103 e-mail: o-nousui@iwamigin.jp
大田市農業担い手支援センター	農業の担い手育成・支援等	直通: 0854-83-8091 e-mail: o-ninaite@iwamigin.jp	
森づくり推進室	森林保全、森林整備の推進等	直通: 0854-83-8169 e-mail: o-moridukuri@iwamigin.jp	
道の駅推進室	仁摩地区道の駅の整備推進等	直通: 0854-83-8166 e-mail: o-mitinoeki@iwamigin.jp	

島根県大田市役所産業振興部 TEL 0854-82-1600 (代表) FAX 0854-82-9150

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111番地 <http://www.city.ohda.lg.jp/>